

令和 8 年 度

事業計画書

社会福祉法人 愛 光 会
養護盲老人ホーム 胎 内やすらぎの家
特別養護老人ホーム第二胎内やすらぎの家

老人福祉施設倫理綱領

老人福祉施設は、わが国を豊かでやすらぎのある高齢社会とするために大きな役割を担っており、そこに働く私たちには、すべての国民から、大きな期待がよせられています。

この期待に応えるためには、関係法令を遵守するだけにとどまらず、利用者に対しノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、専門的なサービスを提供する義務があり、社会の信頼に応えるために、公平・公正なサービスの実現に努める必要があります。

私たちは、このような自覚と決意をさらに強固なものとするため、老人福祉施設で働くすべての人々が厳守すべき『老人福祉施設倫理綱領』をここに定めます。

1. 施設の使命

老人福祉施設は、地域社会の支持を受けて、高齢者が地域で安心して生活ができる拠点施設となることを使命とします。

2. 公平・公正な施設運営の遵守

老人福祉施設で働く私たちは、高齢者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

3. 利用者の生活の質の向上

老人福祉施設で働く私たちは、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し可能性の実現と生活の質の向上に努めます。

4. 従事者の資質・専門性の向上

老人福祉施設で働く私たちは、常に誠意をもって質の高いサービスが提供できるよう、研修・研究に励み、専門性の向上に努めます。

5. 地域福祉の向上

老人福祉施設で働く私たちは、地域社会の一員としての自覚を持ち、保健医療等関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

6. 国際的視野での活動

老人福祉施設で働く私たちは、諸外国との交流を促進し、国際的視野にたち、相互の理解を深め、福祉の推進に資するよう努めます。

【制定：平成5年5月12日】

社会福祉法人愛光会事業計画

目 次

1. 社会福祉法人 愛光会 理念……………3
(基本方針)
(運営方針)
2. 令和 8 年度胎内やすらぎの家事業計画……………5
(運営方針)
 - I. 総務関係
 - II. 援助目標
 - III. 委員会
 - IV. 令和 8 年度年間行事計画
3. 令和 8 年度第二胎内やすらぎの家事業計画……………10
(運営方針)
 - I. 総務関係
 - II. 援助目標
 - III. 委員会

私たちの理念

愛 光 会

心に愛の光を 胎内でやすらかな日々を

私たちは、常に高齢視覚障がい者や要介護者等に寄り添い心の通う支援、介護サービスの提供に努めます。

皆様に喜ばれ、選ばれ、信頼され、地域に必要とされる社会福祉法人を目指します。

[基本方針]

1. 利用者主体の支援を目指します。

利用される方々が望む生活に応えられるよう、人権を擁護しプライバシーを尊重しながら、自己決定を大切にした支援をします。

2. 安心して快適な生活が送れることを目指します。

利用される方々が、地域や施設の中で安心して快適に、その人らしい日常生活をおくることができるよう、多様できめ細かい支援をします。

3. 信頼される施設づくりを目指します。

効率的で透明性のある施設運営を行うとともに、利用される方々の立場に立った正確な情報提供により、信頼される施設づくりをします。

4. 地域の福祉拠点としての施設づくりを目指します。

地域の方々から愛され、地域とともに発展する福祉拠点として地域に開かれた施設づくりをします。

5. 質の高いサービスの提供を目指します。

時代の変化に適切に対応し、利用される方々の要望に沿ったサービス提供ができるよう、職員の資質の向上に努めます。

[運営方針]

1. 視覚障がいを持った利用者や介護を必要とする利用者が、健康を大切にしながら、安心してその人らしい生活を送ることができるようサービスの向上に努める。
2. 施設の機能を生かしながら、さまざまな機会をとらえて地域社会との交流を図り、地域福祉の発展に寄与できるよう努める。
3. 定期的な職員研修、外部研修によりスキルアップに努め、特に身体拘束廃止、虐待防止等の意識を高め、日々の業務にいかしていく。
4. ボランティアや実習生等の受け入れを図るとともに、地域福祉団体との交流を促進する。また、学校等にも職員を講師として派遣し、施設とのつながりを構築していく。
5. 施設広報誌「胎内やすらぎの家だより」を発行し、利用者家族や後援会員等の関係者に正確な情報を提供する。またホームページ等の SNS により施設の情報を発信することにより施設を P R し、施設に対する理解を深めてもらう。
6. 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを提供できるように、事業継続体制の充実を図る。
7. 事故発生の防止と事故が発生した時に適切に対応するため、安全対策の充実を図る。
8. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び ICT の活用等により、職員の負担軽減を図る方策を検討する。
9. 利用者、利用者家族に当施設に入所（利用）してよかったと感じてもらえるように、日々の支援、介護、看護に力を尽くす。

令和８年度 胎内やすらぎの家事業計画

[運営方針]

社会福祉法人愛光会の理念に基づき、視覚障がい者の楽園となることを目標に、視覚障がいに対応する専門的な支援を行うとともに、利用者並びにその家族との信頼関係を大切にしながら、個々の生活ニーズに応じた支援及び介護ニーズに対応したサービスを提供する。

I. 総務関係

- (1) 特別養護老人ホームと緊密な連絡調整を図りながら、一体的な運営を目指す。
- (2) 総務事務の省力化及び効率化を図る。
- (3) 特定施設入所者生活介護事業所として、支援及び介護が必要な利用者に対し、施設サービス計画によりの確なサービスを提供するように努める。
- (4) 予算を効率的かつ計画的に執行し、財務規律の適正化を図る。
- (5) 建物・設備等の充実並びに保守管理を徹底し、維持費削減に努める。
- (6) 職員の採用及び定着を図るため、福利厚生等の充実を図る。

II. 援助目標

利用者の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになることを目標とする。

職員は利用者の自立支援・重度化防止を目指すため、科学的介護情報システム（LIFE）を活用し、サービス評価に取り組みながら施設サービス計画に基づき支援する。また、地域福祉に目を向け、地域住民や在宅の視覚障がい者との交流やショートステイの利用促進を図る。

- | | |
|----------|---|
| (1) 個別援助 | 利用者の個別性を重視し、自立した快適で安全な生活が送れるように希望に沿った個別計画を立て、サービスを提供していく。 |
| (2) 日常生活 | 生活全般にわたり見直しを行い、常に利用者の意見を取り入れながら、自立支援と機能訓練による日常生活動作の維持・向上を図っていく。 |

- (3) 健康保持・増進 健康の大切さを第一に考え、日頃から心身の状態に配慮し、疾病予防、早期発見、事故防止に努めていく。
- (4) 食生活 利用者の希望を取り入れた献立や選択メニュー、バランスのとれた適温の食事を提供していく。
- (5) 行事 生活に対する張りとう潤いを持てるような行事を実施し、積極的な参加を呼び掛けていく。
- (6) クラブ活動 利用者の趣味や生きがいを大切にし、楽しいクラブ活動を計画していく。
- (7) 家族交流 面会、外出、外泊への援助、長寿会等の各種行事を通して交流が保てるように努めていく。
- (8) 地域交流 地域住民との合同行事・交流会、ボランティアの積極的な受入れを通し、理解を深めてもらうように努めていく。

Ⅲ. 委員会

- 1. 運営委員会 施設の利用者に安全で楽しい生活を提供すると共に、施設の健全運営と継続的な発展を図るための対策を協議する。
- 2. 安全衛生委員会 職員の健康、メンタルヘルス対策等を協議し、快適に勤務できる労働環境を整えるための対策を検討する。
- 3. 身体拘束適正化委員会
3ヶ月に1回は定期的に身体拘束廃止についての対策を検討し、その結果を職員に周知徹底を図る。
- 4. 介護事故対策委員会
介護事故が発生した場合の迅速適切な対応策及び円満な解決策を協議する。また、介護事故の未然防止並びに再発防止のための体制を整備する。

5. 感染対策委員会 感染症や食中毒の蔓延を防止するため、看護職員が中心となり感染対策マニュアルに基づき職員への研修、指導を行う。
都度、BCPを見直し、対応方法を検討する。
6. 痰の吸引等安全対策委員会 口腔内の痰の吸引及び胃ろうによる経管栄養の業務を、適切かつ安全に実施するための体制を整備する。
7. 入所検討委員会 施設の入所優先順位を決定する。
8. 防災・防犯委員会 利用者の生活の安全を最重要課題として、日頃から防災防犯対策を検討するとともに、都度 BCP を見直していく。
9. 行事 P R 委員会 利用者を楽しんでいただける行事を企画、実施するとともに、施設の取り組みを外部の方々に知ってもらえるよう、広報誌、ホームページ等の SNS により施設の情報を発信し、施設の P R を図る。
10. 食事検討委員会 利用者の食事に関する意見や要望を献立に反映させ、また、安全な食事を提供するため、委託業者と食事全般について意見交換する。
11. 保健委員会 利用者が健康を維持し楽しく生活できるように、また職員が意欲をもって業務を遂行できるように個々の心身の健康を管理する。
12. 研修委員会 時代とともに多様化する利用者の要望に応えるため、積極的に研修に参加し職員のスキルアップを図る。新規採用職員に対する初任者研修や経験及び習熟度に応じた研修を計画する。

1 3. 地域交流推進委員会

地域と共に発展する福祉の拠点となるため、施設の設備などを開放したボランティア、地域住民との交流をとおして、地域における公益的な取り組みを計画する。

1 4. 購買委員会

業務上必要な物品の購入及び出張販売等に対応する。

1 5. 生産性向上推進委員会

介護現場における課題を抽出及び分析し、利用者の安全並びに接遇等の介護サービスの質の確保の取組み及び ICT の活用等により職員の負担軽減につながる方策を検討する。

また、利用者が生活しやすい安全で清潔な施設内居住環境を向上するための取組みも行う。

1 6. 虐待防止委員会

3ヶ月に1回は虐待防止についての対策を検討し、その結果を職員に周知徹底を図る。

1 7. 介護加算検討委員会

介護加算の取得検討及び取得済みの加算が問題なく実施されているか点検する。

1 8. 褥瘡対策委員会

「床ずれ」とも呼ばれる褥瘡の発生を予防することに重点を置き、早期発見・早期治療を行う。「褥瘡発生ゼロ」や「褥瘡の治癒率向上」を目指して活動する。

令和8年度年間行事計画

社会福祉法人「愛光会」
養護盲老人ホーム「胎内やすらぎの家」
特別養護老人ホーム「第二胎内やすらぎの家」

区分 月	法人本部	管理運営	防災	行事	食事 (主な行事食)	保健衛生	地域交流
令和8年 4月		・防災防犯委員会 ・感染対策委員会 ・運営委員会(毎月) ・身体拘束適正化委員会 ・安全衛生委員会(毎月) ・ポライー性能検査 ・広報誌「やすらぎだより(第181号)」	・消防設備総合点検 ・施設設備自主点検 (毎月) ・施設周り点検	・長寿会(毎月) ・花見 ・いちご狩り ・動物ふれあい交流	・長寿会特別膳(毎月) ・お盆料理	・精神衛生指導 ・感染症対応訓練(随時) ・口腔衛生指導	・ボランティアとの交流会 (毎月)
5月	・決算監査 ・第149回理事會		・消防総合訓練 ・消火訓練 ・施設内設備点検 ・水害土砂災害避難訓練 ・施設周り点検	・川合神社参拝 ・グルメツアー ・ショッピング ・さくらんぼ狩り	・山菜料理	・健康診断 ・口腔衛生指導	・外出やすらぎサロン (地域住民との外出)
6月	・第10回定時評議員會	・冷房設備点検	・施設周り点検	・観音大祭と地藏様祭 ・ショッピング・グルメツアー ・利用者暑氣払い	・七夕献立 ・冷し中華	・食中毒防止指導 ・口腔衛生指導	
7月		・身体拘束適正化委員会 ・虐待防止委員会 ・生産性向上推進委員会	・施設内設備点検	・納涼祭 ・ショッピング・グルメツアー ・お盆法要	・お盆料理	・皮膚炎予防指導 ・口腔衛生指導	
8月			・夜間避難訓練 ・施設周り点検	・敬老会 ・ショッピング ・秋の彼岸法要	・敬老会特別膳 ・おはぎ	・食中毒防止指導 ・口腔衛生指導	
9月		・冷房設備点検 ・広報誌「やすらぎだより(第182号)発行」	・地震避難訓練 ・施設内設備点検	・大運動会 ・ショッピング ・グルメツアー	・票おこわ	・体力増進指導 ・口腔衛生指導	・外出やすらぎサロン (地域住民との外出)
10月		・暖房設備点検 ・身体拘束適正化委員会 ・虐待防止委員会	・消防設備点検 ・施設周り点検	・ショッピング ・グルメツアー		・健康診断 ・口腔衛生指導	
11月	・法人監査		・施設内設備点検	・餅つき大会 ・利用者忘年会	・雑煮餅 稲子餅 ・クリスマス献立 ・年越しそば	・年末年始の健康管理指導 ・口腔衛生指導	
12月			・施設周り点検	・新春民謡ショー ・レクタイム	・お正月献立	・皮膚疾患予防指導	
令和9年 1月	・新年度事業計画(案) ・予算案作成	・暖房設備点検 ・広報誌「やすらぎだより(第183号)発行」 ・身体拘束適正化委員会 ・虐待防止委員会	・施設内設備点検	・節分(豆まき) ・のど自慢大会 ・クラブ発表会 ・春の彼岸法要		・口腔衛生指導 ・脳卒中予防指導 ・口腔衛生指導	
2月	・理事会決議省略		・施設周り点検		・ぼた餅 ・ひな祭り献立	・持病予防指導 ・口腔衛生指導	
3月	・第150回理事會 ・第14回臨時評議員會		・施設内設備点検				

令和8年度 第二胎内やすらぎの家事業計画

[運営方針]

社会福祉法人愛光会の理念に基づき、視覚障がいに加え加齢により心身に障がいを持つ利用者一人ひとりの自立支援を目標に、適切な施設サービス計画のもと専門的なサービスの提供により、利用者の生活の質の向上に努める。

また、終の棲家となることを考慮し、看取り介護の体制を整え、穏やかに終末を迎えることができるよう、専門職によるチームでサービスを提供する。

I. 総務関係

「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。

II. 援助目標

利用者の意思及び人格を尊重し、食事等の介護や相談・援助を通してその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになることを目標とする。

職員は利用者の自立支援・重度化防止を目指すため、科学的介護情報システム（LIFE）を活用し、サービス評価に取り組みながら施設サービス計画に基づき介護を行う。また、地域の福祉拠点として地域住民と連携を深めながら公益的な取組を図る。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 個別援助 | 利用者個々の人権を尊重し、自立性を高めた生活の維持と身体機能に合った施設サービス計画のもとサービスを提供していく。 |
| (2) 日常生活 | 「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。 |
| (3) 健康保持・増進 | 心身の健康保持のために、レクリエーションやリハビリテーションに積極的に取り組むとともに、疾病の予防及び事故防止に努めていく。 |
| (4) 食生活 | 一人ひとりの摂食状況に配慮しながら、利用者の希望を取り入れた献立やバランスのとれた適温の食事を提供していく。 |

(5) 行 事 「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。

(6) ク ラ ブ 活 動 「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。

(7) 家 族 交 流 「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。

(8) 地 域 交 流 「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。

Ⅲ. 委員会

「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。